

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	大阪市 国民健康保険事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、国民健康保険事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

国民健康保険事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持及び秘密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行っている。

評価実施機関名

大阪市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年1月30日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の資格得喪、保険料の賦課決定、収納及び給付に関する事務
②事務の内容 ※	<p><国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)> 国民健康保険法及び大阪市国民健康保険条例に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①国民健康保険資格に関する事務 ②国民健康保険料の賦課に関する事務 ③国民健康保険料の収納に関する事務 ④国民健康保険の給付に関する事務</p> <p>※市民からの申請に基づき資格取得・資格喪失等を行い、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の発行、及び年1回の更新を行う。所得情報や減免情報等より年間保険料を算出し収納を行う。被保険者からの申請に基づき、償還払いや高額療養費の支払を行う。高額療養費の多数回該当については、大阪府内で情報を引き継ぎ、判定を行う。 (詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><中間サーバー> 国民健康保険事務では行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**システム1**

①システムの名称	国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)
②システムの機能	<p>(本システムについては、以下「国民健康保険システム」という。)</p> <p>①資格にかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格の情報の管理 ・市外からの転入及び他保険の資格喪失に伴う国民健康保険への新規加入による申請情報の登録、被保険者への証交付通知の作成及び被保険者証の作成 ・年次更新の被保険者証の作成 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 ・市外への転出及び他保険の資格取得に伴う国民健康保険の資格喪失による喪失情報の登録 <p>②賦課にかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規加入者に対する国民健康保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ・被保険者に対する年次の国民健康保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ・税情報の更正及び世帯員の異動による国民健康保険料の変更決定及び保険料変更決定通知書の作成 ・国民健康保険料の特別徴収に関する管理 ・国民健康保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 <p>③収納にかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険料の収納台帳および滞納台帳の管理 ・国民健康保険料の納付書等の作成 ・振替口座の管理 ・国民健康保険料還付通知書の作成 <p>④給付にかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2

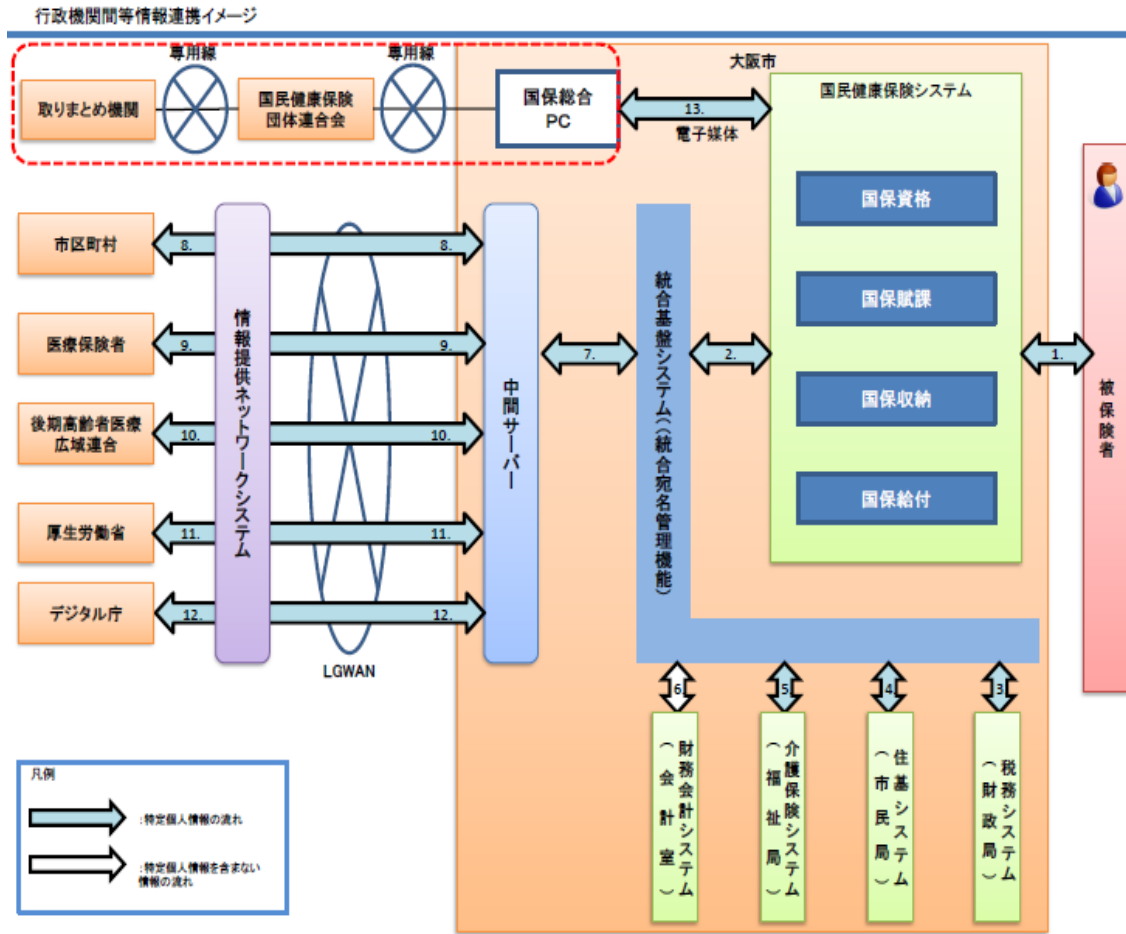
①システムの名称	統合基盤システム
②システムの機能	<p>1. 統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。付番した団体内統合宛名番号を業務システム、中間サーバーへ連携する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 宛名情報等を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーからの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p> <p>4. 業務システム連携機能 業務システムからの要求に基づき、団体内統合宛名番号を通知する機能。</p> <p>5. セキュリティ関連機能 業務システムのサーバーや端末に対し、ウイルスのパターンファイルの配布を行う機能。</p> <p>6. 認証機能 業務システムを利用できるユーザとその業務権限について認証を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、連携するすべてのシステム)</p>

システム4	
①システムの名称	国保総合システムおよび国保情報集約システム
②システムの機能	<p>(本システムについては、以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、大阪府国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <p>①資格継続にかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ・被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。 <p>②高額該当回数引き継ぎにかかる機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 ・継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 <p>③オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ・医療保険者等向け中間サーバ等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者異動情報を送信する。 <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (医療保険者等向け中間サーバ等)</p>

システム5									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i)資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (ii)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生じ、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (ii)情報照会及び(iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (iv)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</p> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。</p> <p>(3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得及び(ii)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input type="radio"/>] その他 (国保総合システム及び国保情報集約システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (国保総合システム及び国保情報集約システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (国保総合システム及び国保情報集約システム)									
3. 特定個人情報ファイル名									
国民健康保険事務情報ファイル									

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p><国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険資格取得を行うにあたり、他保険の資格喪失情報の確認を行うとともに、負担割合等を決定するために他市町村より総収入金額等情報を把握する必要がある。 ・他市町村からの転入者の場合、保険料計算するために、1月1日居住地の市町村より所得情報を把握する必要がある。また、保険料の軽減・減免判定のために、特定同一所属者や旧被扶養者の情報を把握する必要がある。 ・再転入者において、同一納付義務者を適切に把握し、収入状況を管理する必要がある。 ・限度額適用及び標準負担額減額認定等において、国民健康保険に加入している者の世帯の所得及び住民税の課税状況を把握する必要がある。また、長期入院の状況判定のために、前医療保険者に入院期間等の情報を把握する必要がある。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。
②実現が期待されるメリット	<p><国民健康保険等システム(うち、国民健康保険システム)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の際に他保険の資格状況を確認することで、適切な資格取得が実現できる。 ・各種申請等の際に添付する書類(所得証明書等)の省略が可能となり、利便性が向上する。 ・他市町村からの転入者の場合、所得情報等を把握することで、適切な保険料計算や負担割合計算が決定できる。 ・再転入者の個人番号を利用し、過去に納付義務のある収入状況との紐付けを行い、適切な納付相談等を実施する。 ・所得や住民税課税状況及び入院期間を把握することで、適切な所得区分判定や長期該当の判定が行える。 <p><オンライン資格確認の準備業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一 第30、101の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第24条 3. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号 別表第二 第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、95、97、106、109、120 の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 ③番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ④国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 2. 情報照会 <ol style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号 別表第二 第42、43、44、45、102 の項 ②番号法別表第二の主務省令第25条、第25条の2、第26条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活福祉部保険年金課
②所属長の役職名	福祉局長
8. 他の評価実施機関	
なし	

(別添1) 事務の内容



(備考)

〈情報連携の流れ〉

- ・大阪市内部での情報連携については必要に応じて統合基盤システムを通じて行う。(2,3,4,5,6)
- ・大阪市の他行政機関等の業務システムにおいて管理している特定個人情報の情報提供を求める場合は、大阪市の保有する中間サーバーを介し、国が管理する情報提供ネットワークシステムを経由して行う。(7,8,9,10,11)
- ・情報照会を依頼された情報提供ネットワークシステムは、正しい照会依頼であった場合にのみ情報提供者の他行政機関等に仲介を行う。
- ・情報照会者が情報提供者に対し直接要求を出すのではなく、情報提供ネットワークシステムにアクセス許可証の発行を求め、許可された上で連携を行うことで、信頼性のある情報連携を実現する。
- ・セキュリティの観点により、中間サーバーには個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所)を保有せず、符号及び団体内統合宛名番号の保有により本人を特定する。

〈情報連携の説明〉

- 個人番号を利用した業務は、被保険者より保険資格に関わる申請、保険給付に関わる申請等が行われる。被保険者へは、被保険者証等の交付、保険料の請求、保険給付等が行われる。一方、個人番号を利用しない業務は、被保険者からの保険料の支払い、被保険者への保険料の滞納処分等が行われる。
- 必要に応じて統合基盤システムを通じて本市の他の業務システム及び中間サーバーへの情報連携を行う。
- 税務システムに地方税関係情報の情報提供依頼を行い、保険料賦課、保険給付の業務に利用する。
- 住基システムに住民票関係情報の提供依頼を行い、保険資格の業務に利用する。
- 介護保険システムに介護給付の情報提供依頼を行い、保険給付の業務に利用する。
- 財務会計システムより保険料等の収納情報の連携が行われる。
- 統合基盤システムにおいて、国民健康保険システムから連携された個人に対し大阪市内で新たに「団体内統合宛名番号」を付番する。中間サーバーからの連携データについては「団体内統合宛名番号」から国民健康保険システム内のキー項目に逆変換する。
- 他市区町村へ、住民票関係情報、地方税関係情報、介護保険給付関係情報の情報提供依頼を行い、保険資格、保険料賦課、保険給付の業務に利用する。
- 医療保険者へ、医療保険給付関係情報の提供依頼を行い、保険資格、保険給付の業務に利用する。
- 後期高齢者医療広域連合へ、医療保険給付関係情報の提供依頼を行い、保険資格、保険給付の業務に利用する。
- 厚生労働省へ、年金給付関係情報、失業給付関係情報の提供依頼を行い、保険料賦課の業務に利用する。
- デジタル庁へ公金受取口座情報の提供依頼を行い、保険給付・収納の業務に利用する。
- 国保総合PCを介して、国保連合会(*)より府内転入者等の被保険者情報、高額該当引継情報等の提供を受け、保険給付の業務に利用する。

(*)被保険者の資格情報等を都道府県単位で管理するために、「国保情報集約システム」の共同設置と運用を国保連合会に委託し、本市より、資格の異動情報等を提供している。提供した資格の異動情報等は、「国保情報集約システム」を経由して取りまとめ機関に提供され、オンライン資格確認の準備に係る事務に利用される。

※「【別紙1】事務内容別 情報連携イメージ図」の内容に関する補足

上記にあるとおり、他行政機関等からの照会があった場合には、国民健康保険事務で管理している情報を回答することとなるが、回答を行うための中間サーバーへの情報格納は情報システムにより自動的に実施する。

そのため、別紙1の資格、賦課、収納及び給付に関する図表には、他行政機関等からの照会に伴う事務は記載していない。(図表には、本市の職員(業務委託をされている場合は委託先を含む)が、実際に事務として作業を行うことが想定される内容を記載している。)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・国民健康保険の有資格者、及び過去の有資格者であった者の内、遡及事務により個人番号の取得が必要となった者 ・国民健康保険の被保険者に属する世帯主(擬制世帯主)
その必要性	国民健康保険の適切な資格管理や保険料更正を実施するため、現在の有資格者の他に、過去の有資格者の情報を保有している。 また、国民健康保険の被保険者の属する世帯で、その世帯主が被用者保険の被保険者であっても、国民健康保険料の納付義務は、世帯主が負う必要があるため、擬制世帯主として氏名、住所等の情報を保有している。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	・個人番号、その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・連絡先等情報:①本人への連絡等のため、②居住実態を確認し不正給付を防止するため、③続柄情報から適切な世帯対象範囲を特定するため、④出生、死亡、転出等世帯状況の変更を確認するために保有 ・医療保険関係情報:①保険料の減免を決定するために保有、②入院期間の確認等のため保有 ・地方税関係情報:本人の収入や所得を把握し、適切な負担割合や保険料等を決定するために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報:介護の給付状況を把握し、適切に高額介護合算の算定を実施するために保有 ・年金関係情報:①国民健康保険料の特別徴収を適切に実施するために保有、②資格適正化のために保有 ・公金受取口座登録・連携ファイル関係情報:還付先の口座を把握するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	福祉局生活福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民局総務部総務課、財政局税務部課税課、福祉局高齢施策部介護保険課、福祉局生活福祉部保護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他団体地方税担当課) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (大阪府国民健康保険団体連合会)
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()
③入手の時期・頻度	<p><国民健康保険システムに関わるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・随時: 加入申請時、世帯情報変更時、税(所得)情報等、個別に入手している。医療給付の申請時に医療保険給付関係情報や介護保険給付情報を入手している。各区の生活保護グループ等からの生保連絡票(紙媒体)により都度生活保護関係情報を入手している。 ・定期: 月次・年次で国民健康保険有資格者全員の税(所得)情報を入手している。年次で国民年金の資格喪失者(2号該当、3号該当による喪失)情報を入手している。 <p><統合基盤システムに関わるもの></p> <p>団体内統合宛名番号等の統合基盤システムで管理する情報について、随時もしくは定期的に連携。</p> <p><中間サーバーに関わるもの></p> <p>国民健康保険事務関係情報について、必要に応じて随時もしくは定期的に連携。</p> <p><国保連合会に関わるもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日次: 都道府県単位の被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル等)を入手している。 ・月次: 高額該当の引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等)を入手している。
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険への加入申請を受ける際に、住所地と世帯構成の把握のため住民基本台帳情報(以下「住基情報」という。)を入手している。 ・国民健康保険の保険料算定や負担割合計算を行うために、税情報等を入手している。 ・国民健康保険加入世帯員に変更が生じた際も、異動状況の把握のため住基情報を入手しており、また、改めて国民健康保険料の賦課変更を行うために、税情報等を入手している。 ・限度額適用等や高額療養費(高額介護合算)の申請に基づく認定を行うため、所得及び住民税の課税状況や入院期間等の情報を入手している。 ・上記の他、税(所得)情報の更正が行われることがあるため、月次で更正された被保険者の税情報を入手し、賦課変更を行っている。 ・国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託していることから、本市で保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するために、被保険者情報や高額該当の引継情報を入手している。 ・資格疑義に該当する世帯を調査し、資格適正化を実施するため、国民年金の資格喪失者(2号該当、3号該当)情報を入手している。
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から入手する情報については、利用目的を本人に明示して入手する。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは、番号法にて明示されている。 ・国保連合会からの入手については、国民健康保険法第113条の3、国民健康保険法施行規則第44条の2、第44条の3に明示されている。
⑥使用目的 ※	国民健康保険の資格事務、賦課事務、収納事務、給付事務を行うこと。
変更の妥当性	

⑦使用の主体	使用部署 ※	福祉局生活福祉部保険年金課、各区保険年金事務担当課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<国民健康保険システムに関わるもの> I 資格にかかる事務 ・国民健康保険資格の取得と喪失に関する事務 ・被保険者証の交付に関する事務 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の交付に関する事務 II 賦課にかかる事務 ・他市町村からの転入者の場合、保険料計算するために、1月1日居住地の市町村より所得情報を把握する事務 ・特定同一所属者や旧被扶養者の情報より、保険料の軽減・減免判定する事務 III 収納にかかる事務 ・納付義務者にかかる保険料等の徴収に関する事務 IV 給付にかかる事務 ・被保険者からの療養費等の申請の受付及び請求に関する事務 <統合基盤システムに関わるもの> 個人番号を突合することにより団体内統合宛名番号を取得する。
	情報の突合 ※	(1) 他法資格要件と届出情報を突合して、他法要件を確認し、資格取得の要件情報を収集する。【上記I】 (2) 地方税関係情報と基準収入額申請情報を突合して、総収入額を確認し、国保負担割合の要件情報を収集する。【上記I】 (3) 地方税関係情報と届出情報を突合して、所得額を確認し、国民健康保険料の要件情報を収集する。【上記II】 (4) 地方税関係情報と届出情報を突合して、負担区分、所得区分の要件情報を収集する。【上記IV】 (5) 医療給付関係情報と届出情報を突合して、入院日数の要件情報を収集する。【上記IV】 (6) 介護保険給付関係情報と届出情報を突合して、高額介護合算の要件情報を収集する。【上記IV】
	情報の統計分析 ※	国民健康保険有資格者の世帯数及び被保険者数、年齢階層別被保険者数、基準収入額適用件数、被保険者証や高齢受給者証の発行交付件数、月間の資格取得・喪失の件数などの統計を行う。 また、保険給付に関する統計を行う。 ただし、特定の個人を判別しうるような情報の統計や情報の分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・国保世帯の構成や収入により、基準収入額適用申請に基づき、負担割合、負担区分を決定する。 ・国保世帯の所得額により、保険料の軽減や所得区分を決定する。 ・国保世帯の失業情報等により、保険料の減免を決定する。
⑨使用開始日		平成28年1月4日

委託事項2		中央情報処理センター運用業務委託
①委託内容		中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	システムの安定した運用実現のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (情報システム室内でシステムを直接操作させており、委託先に特定個人情報を提供することはない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		(株)エヌ・ティ・ティ・データ関西
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	中央情報処理センターで運用する業務システムの実行監視、入出力媒体の管理における一部業務
委託事項3		基幹系システム統合基盤運用保守
①委託内容		基幹系システム統合基盤の維持管理にかかる運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバー設置場所、または中央情報処理センター内の情報システム室における運用保守のみのため提供しない。)
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。	
	⑨再委託事項	統合基盤システムに関する製造、試験、環境構築(本番・保守)、及び運用保守における一部業務	
委託事項4		バックアップ用媒体の運搬及び保管業務委託	
①委託内容		災害時等のデータ復旧のためバックアップデータを記録した外部記憶媒体の運搬および保管。外部記憶媒体を保護ケースに格納し施錠したうえで遠隔地へ保管を委託する。また、当該データ必要時には本市へ当該媒体を格納した保護ケースを配送する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	
	その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報の保管を専門の民間事業者に委託している。なお、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (鍵付の保護ケースに媒体を格納し、委託業者に預けている。)	
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名		阪急阪神エステート・サービス株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項6		中央情報処理センター第二別館運用業務委託
①委託内容		バックアップ用媒体の管理
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満	<small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
その妥当性	災害時においてもシステムを復元し稼働を継続させるため、復元対象となる情報を保存した媒体の管理、保管業者への受け渡しを委託している。なお、媒体作成は自動処理を行っているため、サーバ室のテープ装置でのテープ装填・取り出し作業のみで個人情報にアクセスすることはないが、基本的な個人情報の取り扱いについては契約条項に定めている。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満	<small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (サーバ室内で鍵付きのサーバラックに設置されたテープ装置に対してテープを装填・取り出し作業を実施しており、委託先に特定個人情報を提供するこ とはない。)	
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	
⑥委託先名	株式会社オプテージ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。
⑥委託先名		大阪府国民健康保険団体連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> <input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務委託契約書の規定に基づく再委託承諾申請書の提出があった場合は、申請内容を審査した結果、再委託が適当と判断した場合は委託先に対し承諾書を交付する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)
委託事項8		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。

⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>運用支援環境をクラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者はクラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

委託事項9		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様。		
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 		
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。		
⑥委託先名	大阪府国保連合会 (大阪府国保連合会は、国保中央会に再委託する)		
⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	

再委託	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の大阪府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (26) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている (10) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号 別表第二 に定める情報照会者(別紙2参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(別紙2参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号 別表第二に定める各事務(別紙2参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号 別表第二に定める各情報(別紙2参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	福祉局高齢者施策部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項
②移転先における用途	高額介護合算療養費申請者の介護保険自己負担額情報作成
③移転する情報	医療保険関係情報 (高額介護合算療養費申請情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高額介護合算療養費の申請者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	月次
移転先2	福祉局高齢者施策部介護保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第19の項
②移転先における用途	介護保険の給付適正化
③移転する情報	医療保険関係情報 (国民健康保険被保険者の資格情報)
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険システムより提供された要介護認定者データベースに該当する国民健康保険被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先3	福祉局生活福祉部保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第7の項
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	要保護者等に係る国民健康保険法による保険給付の支給又は同法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度、随時
移転先4	福祉局高齢者施策部高齢施設課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第12の項

②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	被措置者等に係る国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度、随時
移転先5	福祉局障がい者施策部障がい支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援(更生医療)給付の支給に関する事務
③移転する情報	当該支給に係る障害者又は障害児の保護者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度、随時
移転先6	健康局健康推進部こころの健康センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援(精神通院医療)給付の支給に関する事務
③移転する情報	当該支給に係る障害者又は障害児の保護者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()

⑦時期・頻度	照会の都度、随時
移転先7	健康局保健所管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第20の項
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援(育成医療)給付の支給に関する事務
③移転する情報	当該支給に係る障害者又は障害児の保護者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度、随時
移転先8	財政局税務部課税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第8の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	納税義務者又は非課税に該当する者に係る国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	年次
移転先9	市民局総務部総務課
①法令上の根拠	住基法第7条第10号
②移転先における用途	住民票に記載(記録)するため
③移転する情報	国民健康保険の被保険者の資格取得年月日又は喪失年月日
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	日次
移転先10	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例別表第2の第1の項
②移転先における用途	児童福祉法第五十六条第一項の負担能力の認定又は同条第二項の費用の徴収に関する事務(児童福祉施設等への入所者に係る費用徴収金の徴収事務)
③移転する情報	児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様。
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度、随時
6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p>1. 特定個人情報の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報はシステム用ファイルとして国民健康保険システム及び統合基盤システムのサーバー内に格納している。 ・バックアップデータを記録したCD等の外部媒体は情報システム室内の保管庫に格納している。また、災害等に備えて大阪府外の遠隔地にも保管している。 ・申請書等の紙媒体は鍵のかかるロッカーや保管庫で保管している。 <p>2. 保管場所の状況</p> <p>①サーバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システム及び統合基盤システムのサーバーは、入退館管理を24時間行う警備員を配置し、機械警備の実施や館内に監視カメラを設置する中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)内のサーバ室に設置している。 ・中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)は入館時に警備員による身分証明書による本人確認、ICカード認証を実施しており、退館時にもICカード認証を実施している。また、サーバ室についてはICカードと生体認証装置により入退室認証を実施している。 <p>②外部媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム室については、上記①に同じ。 ・遠隔地保管については、専門業者に委託し、媒体を保護ロッカーに格納し施錠のうえ、入退館管理を行っている遠隔地で保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>
	その妥当性	保管期間について、業務ごとに定められた保管期間があるため、国民健康保険事務情報ファイル全体で同一の保管期間は定められていない。
③消去方法	<p>【電子データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。 <p>【紙書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又により完全に消去する。</p>	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<国民健康保険システム>

(1) 住基 個人基本情報

1.国保区名コード、2.整理番号1、3.異動番号、4.直近区分、5.市異動番号、6.整理番号2、7.住基区名コード、8.氏名 姓 カナ、9.氏名 名 カナ、10.氏名 姓名 漢字、11.英字 姓 半角、12.英字 名 半角、13.英字 姓名 全角、14.氏名 姓名 併記、15.氏名 変更年月日、16.生年月日、17.市内住所コード、18.性別コード、19.続柄コード、20.続柄 変更年月日、21.世帯主氏名、22.英字世帯主氏名、23.市民日、24.市届出日、25.区民日、26.区届出日、27.個人の住定年月日、28.個人の住定事由、29.個人の住定届出年月日、30.個人の減年月日、31.個人の減事由、32.個人の減届出年月日、33.異動年月日、34.異動事由、35.異動届出年月日、36.消除区分、37.住民区分、38.住民票出力順位、39.回復区分、40.外国人登録番号、41.在留カード等の番号、42.通称名 姓 カナ、43.通称名 名 カナ、44.通称名 姓名 漢字、45.通称名 変更年月日、46.国籍コード、47.第30条の45に規定する区分、48.在留資格コード、49.在留資格 変更年月日、50.在留期間等、51.在留期間等の満了の日 年月日、52.外国人住民となった日 年月日、53.在留期間 自、54.在留期間 至、55.日本字、56.個人番号、57.タイムスタンプ、58.ユーザID

(2) 宛名 個人基本情報

1.国保区名コード、2.整理番号1、3.整理番号2、4.氏名 姓 カナ、5.氏名 名 カナ、6.氏名 姓名 漢字、7.英字 姓名 全角、8.氏名 変更年月日、9.生年月日、10.性別コード、11.続柄コード、12.続柄 変更年月日、13.世帯主氏名、14.英字世帯主氏名、15.市民日、16.市届出日、17.区民日、18.区届出日、19.増年月日、20.増事由、21.増届出日、22.減年月日、23.減事由、24.減届出日、25.異動年月日、26.異動事由、27.異動届出年月日、28.消除区分、29.市内住所コード、30.市内住所方書、31.国保住民区分、32.証記載優先区分、33.氏名区分、34.老健助成証記載優先区分、35.老健助成氏名区分、36.住基外登突合区分、37.被爆者区分、38.外字区分、39.再転入処理区分、40.外国人登録番号、41.在留カード等の番号、42.通称名 姓 カナ、43.通称名 名 カナ、44.通称名 姓名 漢字、45.通称名 変更年月日、46.国保通称名 姓 カナ、47.国保通称名 名 カナ、48.国保通称名 漢字、49.国保氏名 変更年月日、50.保険通称名 姓 カナ、51.保険通称名 名 カナ、52.保険通称名 漢字、53.保険氏名 変更年月日、54.国籍コード、55.第30条の45に規定する区分、56.在留資格コード、57.在留資格 変更年月日、58.在留期間等、59.在留期間等の満了の日 年月日、60.在留期間 自、61.在留期間 至、62.1月1日時出力制限区分、63.1月1日時住所コード、64.1月1日時住所 漢字、65.1月1日時住所方書、66.1月1日時郵便番号、67.1月1日時年度、68.1月1日時世帯主氏名、69.1月1日時旧姓、70.転入区分、71.転入年月日、72.転入事由、73.転入届出日、74.転入前住所コード、75.転入前住所 漢字、76.転入前住所方書、77.転入前郵便番号、78.転入前世帯主氏名、79.転入前英字世帯主氏名、80.転出区分、81.転出年月日、82.転出事由、83.転出届出日、84.転出先住所コード、85.転出先住所 漢字、86.転出先住所方書、87.転出先郵便番号、88.転出先世帯主氏名、89.転出先英字世帯主氏名、90.被保険者証番号、91.老健受給者番号、92.老人医療受給者番号、93.重障資格受給者番号、94.母子父子受給者番号、95.乳幼児受給者番号、96.新一負受給者番号、97.国保資格状態区分、98.国保資格取得日、99.国保資格喪失日、100.老人保健資格取得日、101.老人保健資格喪失日、102.老人医療助成資格取得日、103.老人医療助成資格喪失日、104.一部負担金助成資格取得日、105.一部負担金助成資格喪失日、106.重度助成資格取得日、107.重度助成資格喪失日、108.母子助成資格取得日、109.母子助成資格喪失日、110.乳幼児助成資格取得日、111.乳幼児助成資格喪失日、112.国保特定疾病取得日、113.国保特定疾病喪失日、114.国保食事療養費取得日、115.国保食事療養費喪失日、116.老健特定疾病取得日、117.老健特定疾病喪失日、118.老健食事療養費取得日、119.老健食事療養費喪失日、120.老健入院時一負取得日、121.老健入院時一負喪失日、122.新一負資格取得日、123.新一負資格喪失日、124.介護 資格状態区分、125.介護 資格取得日、126.介護 資格喪失日、127.タイムスタンプ、128.ユーザID

(3) 賦課 保険料

1.相当年度、2.賦課番号、3.世帯履歴番号、4.賦課年度、5.保険料額 01、6.納付義務者番号 01、7.国保区名コード 01、8.被保険者証番号 01、9.保険料額 02、10.納付義務者番号 02、11.国保区名コード 02、12.被保険者証番号 02、13.保険料額 03、14.納付義務者番号 03、15.国保区名コード 03、16.被保険者証番号 03、17.保険料額 04、18.納付義務者番号 04、19.国保区名コード 04、20.被保険者証番号 04、21.保険料額 05、22.納付義務者番号 05、23.国保区名コード 05、24.被保険者証番号 05、25.保険料額 06、26.納付義務者番号 06、27.国保区名コード 06、28.被保険者証番号 06、29.保険料額 07、30.納付義務者番号 07、31.国保区名コード 07、32.被保険者証番号 07、33.保険料額 08、34.納付義務者番号 08、35.国保区名コード 08、36.被保険者証番号 08、37.保険料額 09、38.納付義務者番号 09、39.国保区名コード 09、40.被保険者証番号 09、41.保険料額 10、42.納付義務者番号 10、43.国保区名コード 10、44.被保険者証番号 10、45.保険料額 11、46.納付義務者番号 11、47.国保区名コード 11、48.被保険者証番号 11、49.保険料額 12、50.納付義務者番号 12、51.国保区名コード 12、52.被保険者証番号 12、53.タイムスタンプ、54.ユーザID

(4) 賦課 所得内容

1.相当年度、2.整理番号1、3.所得履歴番号、4.暫定確定区分、5.直近区分、6.国保区名コード、7.履歴作成区分、8.所得更正事由コード、9.所得更正年月日、10.所得状態区分、11.所得把握区分、12.簡易申告状況区分、13.簡易申告発送回数、14.簡易申告発送年月日、15.所得照会状況区分、16.所得照会発送回数、17.所得照会発送年月日、18.老年者区分、19.国保優先区分、20.稼得区分、21.営業所得、22.農業所得、23.その他事業所得、24.不動産所得、25.利子所得、26.配当所得、27.給与収入額、28.専従者給与収入額、29.専従者給与収入額青色白色申告区分、30.給与所得、31.国保給与所得、32.公的年金等収入額、33.公的年金等所得、34.公的年金軽減判定控除額、35.非課税年金区分、36.その他雑所得、37.総合譲渡一時所得、38.山林所得、39.退職所得、40.短期所有分事業所得、41.超短期所有分事業所得、42.青色白色申告区分、43.専従者控除額、44.分離短期譲渡所得特別控除前、45.分離短期譲渡所得特別控除額、46.分離長期譲渡所得特別控除前、47.分離長期居住用財産譲渡所得特別控除前、48.分離長期譲渡所得特別控除額、49.分離長期居住用財産譲渡所得特別控除額、50.分離株式譲渡所得、51.その他の所得、52.繰越控除額 純損失、53.繰越控除額 雑損失、54.無所得区分、55.簡申課税非課税区分、56.基礎控除額、57.給与特別控除額、58.公的年金等特別控除額、59.総所得金額、60.基準 総所得金額、61.軽減判定 総所得金額、62.賦課標準額、63.課税年度、64.個人住民税台帳番号、65.入力整理番号、66.専従配偶者区分、67.専従者人数、68.課税非課税区分、69.国保課税非課税区分、70.課税資料区分、71.国保課税資料区分、72.扶養関係区分、73.国保扶養関係区分、74.軽減免除事由区分、75.徴収区分、76.老人寡婦勤労学生区分、77.控除対象配偶者区分、78.住民税年税額 特別減税後、79.住民税年税額 減税後、80.住民税均等割額、81.住民税所得割額、82.雑損控除額、83.医療費控除額、84.社会保険料控除額、85.小規模企業共済等掛金控除額、86.配偶者特別控除額、87.障害者合計人数、88.障害者特別人数、89.障害者内特人数、90.障害者人数、91.本人障害区分、92.配偶者障害区分、93.合計扶養親族人数、94.老人扶養親族人数、95.同居老人扶養親族人数、96.特定扶養親族人数、97.その他扶養親族人数、98.整理番号1 1月1日、99.宛名番号、100.市町村民税課税非課税区分、101.民税所得割額、102.市民税均等割額、103.課税 総所得金額、104.課税 分離分所得金額、105.課税 山林所得、106.課税 退職所得、107.課税 超短期譲渡所得、108.課税 土地等事業所得、109.課税 短期譲渡所得、110.課税 国等短期譲渡所得、111.課税 長期譲渡所得、112.課税 優良宅地譲渡所得、113.課税 居住用財産譲渡所得、114.課税 株式等譲渡所得、115.負担割合判定 総所得金額(調整控除前)、116.負担区分判定 総所得金額、117.課税履歴番号、118.株式等配当所得、119.私募証券投資信託等配当所得、120.外貨建等証券投資信託配当所得、121.その他配当所得、122.分離上場株式等譲渡所得金額、123.分離非上場株式等譲渡所得金額、124.分離先物取引雑所得金額、125.道府県民税株式譲渡所得割額、126.道府県民税配当割額、127.繰越控除額 上場株式等、128.繰越控除額 先物取引、129.市民税株式譲渡所得割額、130.市民税配当割額、131.府民税株式譲渡所得割額、132.府民税配当割額、133.課税 上場株式等譲渡所得金額、134.課税 非上場株式等譲渡所得金額、135.課税 先物取引雑所得金額、136.純損失所得区分、137.繰越控除額 通算後譲渡損失、138.繰越控除額確認区分、139.分離配当所得、140.課税 分離配当所得、141.減 総所得金額、142.減 基準 総所得金額、143.減 軽減判定 総所得金額、144.減 賦課標準額、145.減 負担区分判定 総所得金額、146.非課税判定用所得金額、147.減 非課税判定用所得金額、148.年少扶養親族人数、149.タイムスタンプ、150.ユーザID

(5) 給付 療養費支給申請

1.国保区名コード、2.受付番号、3.申請書区分、4.申請年月日、5.被保険者証番号、6.受給者番号、7.制度名区分、8.世帯主整理番号1、9.整理番号1、10.申請種別コード、11.申請理由コード、12.傷病名コード、13.傷病部位コード、14.傷病名 その他、15.国民健康保険コード、16.医療助成コード、17.府県コード、18.医療機関コード、19.療養期間 開始、20.療養期間 終了、21.療養日数、22.食事日数、23.入外区分、24.入外世非区分、25.保険種別コード、26.保険者番号、27.給付割合、28.世帯区分、29.附加給付有無区分、30.一負助成免除事由、31.療養費用額、32.支払方法区分、33.金融機関コード、34.店舗コード、35.預金種別区分、36.口座番号、37.口座名義人 カナ、38.支払帳票区分、39.支払区分、40.誓約人区分、41.審査区分、42.局依頼年月日、43.強制登録区分、44.支給区分、45.支給決定額、46.不支給理由コード、47.不支給理由名称、48.予備数値1(作成日)、49.予備数値2、50.予備数値3、51.予備数値4、52.予備数値5、53.予備文字1(採択コード)、54.予備文字2(負担区分)、55.予備文字3(高齢者区分)、56.予備文字4(老健世帯番号)、57.予備文字5、58.タイムスタンプ、59.ユーザID

(6) 収納 収納基本

1.国保区名コード、2.被保管理番号、3.賦課年度、4.相当年度、5.賦課管理番号、6.制度区分、7.最新区コード、8.保険料連番、9.賦課調定引継年月日、10.年額決定通知書作成区分、11.賦課新規決定年月日、12.賦課変更決定年月日、13.賦課世帯更正事由コード、14.広域更正事由コード1、15.広域更正事由コード2、16.賦課区分、17.賦課番号、18.普徴区分、19.特徴区分、20.広域徴収方法区分、21.一般人数、22.退職人数、23.介護区分、24.介護 一般人数、25.介護 退職人数、26.最終更新年月日、27.設置場所コード、28.更新番号、29.端末ID、30.更新年月日、31.更新ユーザID、32.画面・バッチID、33.処理ID、34.レコード適用開始日

(7) 収納 収入明細

1.国保区名コード、2.被保管理番号、3.賦課年度、4.相当年度、5.賦課管理番号、6.期別コード、7.収入連番、8.制度区分、9.区コード、10.収納区分コード、11.収入年度、12.収入日、13.納付日、14.読取連番、15.納付番号、16.金融機関コード、17.納付済期別保険料、18.納付済期別督促手数料、19.納付済期別延滞金、20.証券入金区分、21.領収書番号、22.収入明細削除区分、23.収入明細削除日、24.帳票発行国保区名コード、25.収納識別区分、26.チャネル区分、27.収納情報連携日付、28.最終更新年月日、29.設置場所コード、30.更新番号、31.端末ID、32.更新年月日、33.更新ユーザID、34.画面・バッチID、35.処理ID、36.レコード適用開始日

(8) 収納 過誤納明細

1.国保区名コード、2.被保管理番号、3.過誤納発生区コード、4.過誤納一連番号、5.過誤納発生年度、6.期別コード、7.収入連番、8.制度区分、9.削除フラグ、10.過誤納年月日、11.過誤納発生額 保険料、12.過誤納発生額 退職保険料、13.過誤納発生額 介護保険料、14.過誤納発生額 介護退職保険料、15.過誤納発生額 支援金保険料、16.過誤納発生額 支援金退職保険料、17.過誤納発生額 督促手数料、18.過誤納発生額 延滞金、19.過誤納区分、20.過誤納事由コード、21.収入年度、22.過誤納特徴区分、23.発生特定支払先区分、24.特定支払先区分、25.特別徴収義務者コード、26.基礎年金番号、27.誤還付処理状況区分、28.過誤納処理対象区コード、29.賦課年度、30.相当年度、31.賦課管理番号、32.過誤納発生時 調定額、33.過誤納発生時 退職調定額、34.過誤納発生時 介護調定額、35.過誤納発生時 介護退職調定額、36.過誤納発生時 支援金調定額、37.過誤納発生時 支援金退職調定額、38.過誤納発生時 納付済保険料、39.過誤納発生時 納付済督促手数料、40.過誤納発生時 納付済延滞金、41.過誤納状態、42.最終更新年月

日、43.設置場所コード、44.更新番号、45.端末ID、46.更新年月日、47.更新ユーザID、48.画面・バッチID、49.処理ID、50.レコード適用開始日

(9) 公金受取口座登録・連携ファイル関係情報

1.金融機関コード、2.金融機関名(カナ)、3.店番、4.支店名(カナ)、5.預貯金種目コード、6.口座番号、7.名義人氏名(カナ)、8.記号、9.番号

<統合基盤システム>

(団体内宛名)

1.個人番号、2.統合宛名番号、3.氏名(漢字)、4.氏名(カナ)、5.住所、6.生年月日、7.性別、8.業務システム固有宛名番号、9.異動事由、10.識別項目1、11.識別項目2、12.識別項目3、13.識別項目4、14.登録日時、15.更新日時

<中間サーバー>

(中間サーバー)

1.情報提供用個人識別符号、2.情報提供記録

<国保情報集約システム>

(1) 国保被保険者証枝番管理情報

1.国保区名コード、2.被保険者証番号、3.整理番号1、4.枝番、5.タイムスタンプ、6.ユーザーID

(2) 国保証記載裏面情報

1.国保区名コード、2.整理番号1、3.申請区分、4.性別裏面フラグ、5.性別裏面フラグ__変更年月日、6.証記載氏名__姓__カナ、7.証記載氏名__名__カナ、8.証記載氏名、9.証記載氏名__変更年月日、10.届出日、11.タイムスタンプ、12.ユーザーID

(3) 国保証交付情報

1.国保区名コード、2.被保険者証番号、3.証証コード、4.証履歴番号、5.交付日、6.直近区分、7.証交付区分、8.交付方法区分、9.有効期限、10.証回収区分、11.証回収対象日、12.証回収完了日、13.証訂正区分、14.証訂正対象日、15.証訂正完了日、16.個人証区分、17.タイムスタンプ、18.ユーザーID

(4) 国保高齢受給者証付記情報

1.国保区名コード、2.被保険者証番号、3.証証コード、4.証履歴番号、5.発効期日、6.交付時点の業務日付、7.交付時点の当月年月、8.交付時点の当月割合、9.交付時点の翌月年月、10.交付時点の翌月割合、11.交付時点の退職種別、12.タイムスタンプ、13.ユーザーID

(5) 国保付属証交付情報

1.国保区名コード、2.被保険者証番号、3.整理番号1、4.被保履歴番号、5.付属助成区分、6.国保付属証交付履歴番号、7.国保付属証交付年月日、8.国保付属証交付区分、9.国保付属証有効期限__自、10.国保付属証有効期限__至、11.国保付属証回収対象年月日、12.国保付属証回収完了年月日、13.国保付属証回収対象区分、14.国保付属証回収区分、15.国保付属証回収通知発行区分、16.国保付属証訂正対象年月日、17.国保付属証訂正完了年月日、18.国保付属証訂正対象区分、19.国保付属証訂正区分、20.国保付属証訂正通知発行区分、21.国保付属資格履歴番号、22.国保付属証限度額区分、23.国保付属括弧書き限度額区分、24.国保付属括弧書き有効期限至、25.タイムスタンプ、26.ユーザーID

(6) 国保課税非課税情報

1.国保区名コード、2.年度、3.被保険者証番号、4.非課税区分__8月、5.非課税区分__9月、6.非課税区分__10月、7.非課税区分__11月、8.非課税区分__12月、9.非課税区分__1月、10.非課税区分__2月、11.非課税区分__3月、12.非課税区分__4月、13.非課税区分__5月、14.非課税区分__6月、15.非課税区分__7月、16.上位区分__8月、17.上位区分__9月、18.上位区分__10月、19.上位区分__11月、20.上位区分__12月、21.上位区分__1月、22.上位区分__2月、23.上位区分__3月、24.上位区分__4月、25.上位区分__5月、26.上位区分__6月、27.上位区分__7月、28.変更事由コード__8月、29.変更事由コード__9月、30.変更事由コード__10月、31.変更事由コード__11月、32.変更事由コード__12月、33.変更事由コード__1月、34.変更事由コード__2月、35.変更事由コード__3月、36.変更事由コード__4月、37.変更事由コード__5月、38.変更事由コード__6月、39.変更事由コード__7月、40.変更年月日__8月、41.変更年月日__9月、42.変更年月日__10月、43.変更年月日__11月、44.変更年月日__12月、45.変更年月日__1月、46.変更年月日__2月、47.変更年月日__3月、48.変更年月日__4月、49.変更年月日__5月、50.変更年月日__6月、51.変更年月日__7月、52.タイムスタンプ、53.ユーザーID

(7) 国保負担割合情報

1.相当年度、2.国保区名コード、3.被保険者証番号、4.負担割合__01、5.負担区分__01、6.負担割合__02、7.負担区分__02、8.負担割合__03、9.負担区分__03、10.負担割合__04、11.負担区分__04、12.負担割合__05、13.負担区分__05、14.負担割合__06、15.負担区分__06、16.負担割合__07、17.負担区分__07、18.負担割合__08、19.負担区分__08、20.負担割合__09、21.負担区分__09、22.負担割合__10、23.負担区分__10、24.負担割合__11、25.負担区分__11、26.負担割合__12、27.負担区分__12、28.更正年月日、29.入力優先事由、30.収入申請発行区分、31.収入申請発行回数、32.収入申請発行年月日、33.収入却下発行区分、34.収入却下発行回数、35.収入却下発行年月日、36.割合__所得状態区分__01、37.区分__所得状態区分__01、38.負担割合変更事由__01、39.変更年月日__01、40.申請時人数__01、41.申請時収入額__01、42.割合__所得状態区分__02、43.区分__所得状態区分__02、44.負担割合変更事由__02、45.変更年月日__02、46.申請時人数__02、47.申請時収入額__02、48.割合__所得状態区分__03、49.区分__所得状態区分__03、50.負担割合変更事由__03、51.変更年月日__03、52.申請時人数__03、53.申請時収入額__03、54.割合__所得状態区分__04、55.区分__所得状態区分__04、56.負担割合変更事由__04、57.変更年月日__04、58.申請時人数__04、59.申請時収入額__04、60.割合__所得状態区分__05、61.区分__所得状態区分__05、62.負担割合変更事由__05、63.変更年月日__05、64.申請時人数__05、65.申請時収入額__05、66.割合__所得状態区分__06、67.区分__所得状態区分__06、68.負担割合変更事由__06、69.変更年月日__06、70.申請時人数__06、71.申請時収入額__06、72.割合__所得状態区分__07、73.区分__所得状態区分__07、74.負担割合変更事由__07、75.変更年月日__07、76.申請時人数__07、77.申請時収入額__07、78.割合__所得状態区分__08、79.区分__所得状態区分__08、80.負担割合変更事由__08、81.変更年月日__08、82.申請時人数__08、83.申請時収入額__08、84.割合__所得状態区分__09、85.区分__所得状態区分__09、86.負担割合変更事由__09、87.変更年月日__09、88.申請時人数__09、89.申請時収入額__09、90.割合__所得状態区分__10、91.区分__所得状態区分__10、92.負担割合変更事由__10、93.変更年月日__10、94.申請時人数__10、95.申請時収入額__10、96.割合__所得状態区分__11、97.区分__所得状態区分__11、98.負担割合変更事由__11、99.変更年月日__11、100.申請時人数__11、101.申請時収入額__11、102.割合__所得状態区分__12、103.区分__所得状態区分__12、104.負担割合変更事由__12、105.変更年月日__12、106.申請時人数__12、107.申請時収入額__12、108.タイムスタンプ、109.ユーザーID

(8) REF情報

1.統合宛名番号、2.自動応答区分、3.開示区分、4.設定変更日、5.タイムスタンプ、6.ユーザーID

(9) 公的給付支給等口座情報

1.金融機関コード、2.金融機関名、3.店番、4.預貯金種別コード、5.口座番号、6.名義人氏名、7.記号(ゆうちょ銀行)、8.番号(ゆうちょ番号)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【本人からの情報入手】 ・本人が書面を提出する際に、本人（世帯員含む。以降、同様の定義とする）が本人以外の情報を誤って記載することがないようにチェックを行う。 ・国民健康保険業務に係る各種申請に関し、被保険者証、個人番号カード（または、通知カードと顔写真入りの官公署発行の身分証明書等）で申請者の本人確認を行う。</p> <p>【他部署からの情報入手】 ・情報入手の際、個人番号により4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を確認することにより、対象外の情報を入手するリスクを低減する。</p> <p>【国保連合会からの情報入手】 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【本人からの情報入手】 ・本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</p> <p>【他部署からの情報入手】 ・情報入手の際、業務要件上、不要な項目は取得できないようにすることにより、対象外の項目を入手するリスクを低減する。</p> <p>【国保連合会からの情報入手】 ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインターフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインターフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【本人からの情報入手】 ・個人情報の収集にあたっては、本人から収集することを原則としている。 ・権利のない者からの届出を受付ないように届出人要件の確認を徹底する。</p> <p>【他部署からの情報入手】 ・事務を行う上で従事者からの国民健康保険システム及び統合基盤システムへのアクセスは権限が付与された者しか利用できないよう認証機能を設けている。また、業務に必要な情報のみを入手できるようにする。</p> <p>【国保連合会からの情報入手】 ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインターフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インターフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、本市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	国民健康保険業務に係る各種申請に関し、本人確認を行う際は被保険者証、個人番号カード(または、通知カードと顔写真入りの官公署発行の身分証明書等)で申請者の本人確認を行う。 なお、国保連合会から入手する情報は、本市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は本市において国保連合会に送付する前に実施済みである。さらに、国保連合会においても個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードや通知カード等の提示を受け、本人確認終了後、システムにて個人番号に相違ないか確認を行う。 国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【本人からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の申し出に基づき特定個人情報を最新の情報に保つよう努める。 ・住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 ・問題がある場合は本人への聞き取りや他部署・他団体への照会を行い、内容の正確性確保を図る。 <p>【他部署からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の情報については、住基システムから情報を定期的に取得する。 <p>【国保連合会からの情報入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から配信される被保険者情報については、本市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は本市および他市の双方に配信され、本市および他市の職員が確認している。 ・国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、本市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を本市の職員が確認している。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【本人からの情報入手】 ・届出関係の書類は、受付後は専用の収納ケースに保管する。 ・窓口でシステム画面が市民側から見えないように端末機を配置する。</p> <p>【他部署からの情報入手】 ・照会情報を記載した保管不要な書類は、システムへの入力等を終えた後に、速やかに(シュレッダーで)処分する。 ・事務を行う上で従事者からの統合基盤システムへのアクセスは本市専用回線によるセキュアなネットワーク利用に限定する。</p> <p>【その他】 ・情報セキュリティポリシーの周知等を職員に行う。また、情報漏えい等の防止のため、責任者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止や、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録、コンピュータウイルス対策などを実施。 ・定期的及び随時にウイルス対策ソフトウェアの更新を行う。</p> <p>【国保連合会からの情報入手】 ・本市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・本市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウイルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウイルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・国保総合PCと本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)に接続できるシステムは番号法で定められたものに限定しており、番号法に関係しないシステムが連携することはできない。 ・統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)から国民健康保険システムには直接アクセスできない仕組みのため、統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)が情報の紐付けを行うことはできない。 ・統合基盤システム(宛名情報等管理機能)には個別業務の特定個人情報を保有しない。 ・番号法に係る事務を行う部署において、権限を付与された者のみ統合基盤システム(統合宛名番号付番機能、宛名情報等管理機能)にアクセス可能な仕組みとする。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを使用するための端末は、他のシステム(介護)も起動できるが、国民健康保険事務を担当する職員が使用できるのは、国民健康保険システムのみに限られている。したがって、国民健康保険事務ファイルにのみアクセスでき、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制御を行っている。 ・国民健康保険システムから情報連携ネットワークに接続して情報照会を行う場合は、番号法に定められた事務の範囲で許可された情報のみを閲覧するようにシステム構築する。 ・国民健康保険システム及び統合基盤システムは、番号法において各事務で提供が求められた情報のみを中間サーバーに登録・変更できる仕組みとする。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【認証方法】</p> <p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・ネットワークユーザIDについては、管理者が管理し、人事異動等でシステム操作者に変更があれば、無効の設定を行う。 ・パスワードは定期的に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合基盤システムへの利用権限を持つ従事者にのみユーザIDを付与し、IDとパスワードによる認証、生体情報(指静脈)による認証を行っている。 ・パスワードは定期的及び随時に変更するよう周知するとともにシステム的に変更させる設定としている。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 <p>【なりすまし防止策】</p> <p>従事者には次の事項の遵守を求め、利用ユーザID、パスワードを適切に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードは第三者に知られないように管理する。 ・パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じない。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものとする。 ・パスワードは定期的に変更する。 ・端末機等のパスワードの記憶機能を利用しない。 ・パスワードが流出した可能性がある場合は、速やかに端末機管理者に報告し、パスワードを変更する。 ・使用する機器や記録媒体について、権限を有しない者の使用や閲覧を防止するため、端末機から離れる場合にはログオフにする等適切な措置を講じる。

アクセス権限の発効・失効の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> <選択肢> 1) 行っている </td> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> 2) 行っていない </td> </tr> </table>	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上必要なユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ発効の申請を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・従事者が所属する部署、業務システムを所管する部署の管理者が業務上不要となったユーザIDを確認し、アクセス権限管理を行う管理者へ失効の申請を行う。</p> <p><統合基盤システムにおける措置> 【アクセス権限の発効管理】 ・統合基盤システムを操作する従事者の権限に応じたユーザID、アクセス権限の割付を行う。 【アクセス権限の失効管理】 ・担当替え等により操作権限を無くした者のユーザIDやアクセス権限について利用無効や権限削除を行う。</p>		
アクセス権限の管理	<input type="checkbox"/> 行っている] <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> <選択肢> 1) 行っている </td> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> 2) 行っていない </td> </tr> </table>	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・共用IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。 ・ユーザID単位で業務権限を設定し、システム内で利用可能な業務を制限している。 ・ユーザIDやアクセス権を国民健康保険システムを管理する課長と事業所管課の課長が定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。</p> <p><統合基盤システムにおける措置> ・操作部署や業務システムの管理者からの申請に基づき、従事者へユーザID及び権限を付与する。担当替え等の際は、システム及び管理者により利用を無効とする。</p>		
特定個人情報の使用の記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している] <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> <選択肢> 1) 記録を残している </td> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> 2) 記録を残していない </td> </tr> </table>	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない		
具体的な方法	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・国民健康保険システムへのログイン記録、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人まで特定でき、記録は5年間保管する。</p> <p><統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システムのアクセスログ、操作ログを記録し、事務運用で必要となる期間と同一の期間保管する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録し、一定期間保存する。 ・情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p>		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である] <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている </td> <td style="text-align: center; width: 50%; vertical-align: top;"> 2) 十分である </td> </tr> </table>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【職員の情報管理】 ・特定個人情報の利用を事務の目的の達成に必要な範囲内に限定し、事務目的外の利用・提供を禁止している。 ・研修の実施等により、個人情報保護及び情報セキュリティ意識の向上を図る。 ・利用システムに関する実施手順及び知識について研修を行う。 ・国民健康保険システム、及び統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録し、不適切な利用を抑止する。</p> <p>【委託事業者の情報管理】 ・委託事業者に対しては目的外利用禁止を契約で定めており、従事者の教育訓練を義務付けている。</p> <p>【職員の違反措置】 ・特定個人情報の使用記録より必要に応じて記録の解析(平成29年1月からは随時記録確認可となる)を行い、事務外の利用有無を確認する。 ・違反行為を行った場合は法の罰則規定により措置を講ずる。なお、本市では懲戒処分に関する指針により、次の事項の違反時には懲戒処分の対象としており、事務外の使用を抑制している。 個人情報の漏えい 個人情報の目的外使用 情報セキュリティポリシー違反</p>		

リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【職員の情報管理】 ・国民健康保険システムの運用に関わる職員を対象に、当該システム及び当該システムにより処理されるデータに関わる情報セキュリティの実施手順並びに実施に必要な知識及び技術について研修を行う。</p> <p>【委託事業者の情報管理】 ・委託先に対しては委託契約書にてデータの無断使用及び第三者への提供の禁止や、複写及び複製の禁止をしている。さらに、委託事業者において、当該従事者に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。</p> <p><国民健康保険システムにおける措置> ・国民健康保険システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。 ・USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。</p> <p><統合基盤システムにおける措置> ・統合基盤システム利用時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な利用を抑止する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> ・不正なデータ抽出等ができないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</p> <p>* :ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p> <p>・国保総合PCと本市システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 ・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 ・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>【業者選定時】 ・委託先を選定する際の要件に、プライバシーマークを取得若しくはISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていることを義務付けている。</p> <p>【契約時】 ・契約書において次の事項を定めている。 ア 個人情報保護に関する規程、体制の整備 イ 個人情報保護に関する安全管理措置 ウ 情報セキュリティ対策の実施責任者の配置 ・適切な社内における情報保護管理体制が構築されているか、管理体制の説明を求め確認している。 ・必要に応じ、事業者の管理記録簿の確認又は作業場所の立入検査を実施する。</p>	

<p>特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</p>	<p>[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない</p>
<p>具体的な制限方法</p>	<p>委託契約書に次の規定を設ける。 ①アクセス権限を付与する業務員の名簿の提出と、それ以外の者が作業場所に立ち入ることを禁止している。 ②データの機密保持に関する事項を明記し、委託処理の際にデータ保護に関する委託先の規程の確認を行っている。 ③委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。 ④委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施していることを確認している。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。</p>
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの記録</p>	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>・特定個人情報が記録されたサーバー等での作業については、事前に作業報告の提出を求める。 ・システム作業のためにサーバー等のメンテナンス用のID、パスワード及びデータベースのメンテナンス用ID、パスワードを利用させており、当日の作業報告と照合することで作業者の特定ができる。 ・上記の作業実績等については、磁気ディスクに記録し毎日蓄積・保存する。保存した記録については、1ヵ月分を磁気ディスクにまとめて保管委託を行っている。 ・システムの改修や設定変更に係る作業については、作業対象となるOSやミドルウェアが保有する機能によりID単位の操作内容が記録される。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。</p>

特定個人情報の提供ルール	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [定めている] <選択肢> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 定めている 2) 定めていない </div>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書において本市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【市町村保険者事務共同処理業務】 本市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。</p> <p>【バックアップ用媒体の運搬及び外部保管業務委託】 業務の性格上、外部で特定個人情報を取扱うことになるが、保管するのみで直接的に個人情報にアクセスすることはなく、また、基本的な個人情報の取り扱いについて契約条項に定めている。</p> <p>【上記以外の委託】 上記以外で、委託先に特定個人情報ファイルを提供することは基本的になく、特定個人情報を取扱う作業を行う場合は本庁舎等設置端末を利用する等、特定の作業場所で行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託元は、必要があると認めるときは、委託先の個人情報等の保護状況について立入検査を実施する。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

特定個人情報の消去ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>【市町村保険者事務共同処理業務】 特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、委託契約書に明記することとしている。 委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、消去および廃棄状況の確認を行う。</p> <p>【外部保管業務委託】 委託先に提供した外部記録媒体については、一定の保管期間を過ぎた後に返還を受け、本市にて媒体の処分を行う。</p> <p>【上記以外の委託】 特定個人情報の持ち出しは基本的に許可していないため、消去対象の情報はない。</p> <p>＜クラウド移行作業時に関する措置＞ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。</p>
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 定めている 2) 定めていない</p> <p>・漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。</p> <p>・個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定める。</p> <p>・個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託業者に対し改善を求めるとともに、個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで委託業務を中止させることができる。</p> <p>・目的外利用の禁止及び第三者への提供禁止。</p> <p>・個人情報等の外部への持ち出し禁止。</p> <p>・個人情報等を複写又は複製禁止(本市の同意を得た場合を除く)。</p> <p>・個人情報等の保護状況について立入検査を実施することが可能。</p> <p>・一括再委託等の禁止。</p>

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護の遵守を契約書に記載している。 ・業務に対する再委託先従事者の名簿提出を義務付けている。 ・秘密保持義務に関し覚書を交わしている。 ・情報セキュリティ確認書(※)により個人情報保護に関する必要な措置等について誓約させている。 (※)委託契約に際し、再委託先から委託先に対して提出させており、契約書に添付されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で許諾を得ること <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・移転については、国民健康保険システムから対象となるシステムに対し、自動で実施されるが、その内容は全て記録するように構築している。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・番号法の規定に基づき、認められる特定個人情報の移転について、規定の範囲内において特定個人情報の提供を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p>	
その他の措置の内容	USBメモリやCD等の外部記録媒体への書き込みをシステム側で禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・国民健康保険システムから対象のシステムに向け、指定の日時に指定した情報を抽出して引き渡すか、指定した情報について対象のシステムからオンラインで閲覧できるよう構築している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【提供】 ・情報提供ネットワークシステムを通じない特定個人情報の提供は行わない。</p> <p>【移転】 ・国民健康保険システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法に基づき認められる情報のみしか移転できない仕組みとしている。また、決められた移転先のみには情報の移転ができない仕組みとしている。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムの運用における措置> 番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また特定個人情報保護の理解度を高めるために、教育・指導を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN(バーチャルプライベートネットワーク)等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムの運用における措置></p> <p>①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、国民健康保険システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。</p> <p>②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなり、不正な提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> セキュリティ実施手順等について定期的に職員へ研修を行う。また、情報漏えい等の防止のため、管理者の許可なく端末機又は記録媒体等を執務室以外に持出すことの禁止、アクセス権限の管理、システムへのアクセス記録を実施する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムの運用における措置> ①情報提供ネットワークシステムにおける情報連携においては、中間サーバーに保有されている情報のみが連携されることになっており、国民健康保険システムが保有する情報が全て連携されるわけではない。 ②中間サーバーに保有される特定個人情報は、番号法の規定に基づき定められた情報のみとなっており、誤った情報の提供が行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【中央情報処理センター第二別館(民間データセンター)サーバ室における対策】 特定個人情報を格納するサーバを設置するサーバ室は次の対策を行っている。 ・サーバ室は無窓構造であり、入退室できるドアは1か所に限定しており、これらのドアもICカードと生体認証装置による入退室管理を行っている。 ・サーバ機器は施錠されたラック内部に格納されている。 ・サーバ室には火災報知機やガス系消火設備を設置するなどの防火措置を行っている。 ・サーバ室内に設置したサーバは、転倒・落下防止等の耐震対策を行っている。 ・サーバ室で利用する電源はCVCF装置や自家発電装置を設置し、電氣的障害に対する措置を講じている。 ・職員等がサーバ室等へ入退室をする際は、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。</p> <p>【記録媒体等の保管場所における対策】 ・バックアップデータは、中央情報処理センター(第二別館)内に保管し、入室者の制限を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><国民健康保険システム・統合基盤システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、サーバー及び端末機に常駐させることで、コンピュータウイルス等の不正プログラム検出を行っている。 ・ウイルス対策ソフトウェアについて、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施している。 ・国民健康保険システム及び統合基盤システムは住民情報等を取り扱う重要システムが利用する専用ネットワークに接続しており、インターネットと物理的に接続されていない。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・システム画面についてはスクリーンコピーを不可能とする設定を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置> ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ・国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p>

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管方法としている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><国民健康保険システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データについては、最新の状態で保管する。 ・住民の情報については、住基システムから情報を定期的に取得する。また、住民ではない方の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報を取得する。 <p><統合基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名に係る住民の4情報(氏名、性別、生年月日、住所)については、住基システムと連携し、最新の状態を維持する。また、住民以外の情報については、各事務運用において、正確性が確保された情報に更新される。 <p><国保総合(国保集約)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データについては、保管期間の満了後システムにてデータベースより削除する。 ・CD等の外部媒体については、物理的破壊を行う。 ・申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 	
その他の措置の内容	<p><国保総合(国保集約)システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバーにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。 ・国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する都度更新しているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><取りまとめ機関における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。 		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的なチェック方法	<p>・個人情報を取扱うに当たり、事務作業の中で遵守しなければならないルールを設定し、遵守しているかのセルフチェックを月1回行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な内容	<p>・大阪市情報セキュリティ検査実施要綱に基づき、毎年1回、最高情報セキュリティ責任者(情報セキュリティに係る本市の体制については、「大阪市情報セキュリティ管理規程」にて規定。)が実施する内部検査において、すべてのシステムの情報セキュリティ対策の実施状況について確認を行い、対応できていない項目の改善案を作成し、順次対応を行う。</p> <p>・監査委員による監査の一環として、自己点検や情報セキュリティ検査の結果等を参考に監査対象を選定し、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> セキュリティ運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない</p>
具体的な方法	<p><国民健康保険システムにおける措置> ・国民健康保険システムについて、区役所等のシステム利用部署の責任者に新たに着任した者について、セキュリティ対策の研修を実施し、所管部署のセキュリティ対策の徹底に努めるよう啓発を行っている。</p> <p>・セキュリティ関連規程等に変更があった場合は、それに基づく本システムのセキュリティ対策実施手順についても適宜必要な見直しを行っており、見直しを行った場合は利用部署等に周知を行い、セキュリティ対策の徹底を図るよう指導を行っている。</p> <p>・委託事業者に対しては業務外で使用しないように委託契約書(協定書)に定め、秘密保持に関する覚書を提出させている。さらに、委託事業者において、当該職員に対して情報セキュリティ研修を実施させている。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、懲戒処分に関する指針に基づき懲戒処分の対象となる。</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発> 国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関し、該当する職員に対し集合研修を実施する。(年間1回程度) ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><取りまとめ機関における措置> ・支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
②請求方法	・窓口(大阪市役所本庁舎1階市民相談室)で直接、開示・訂正・利用停止請求 ・郵便にて開示・訂正・利用停止請求
特記事項	大阪市ホームページ上に請求先及び請求方法を掲載。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険等システム(国民健康保険業務)ファイル
公表場所	大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000605990.html
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保険年金課 電話: 06-6208-7961 ファックス: 06-6202-4156
②対応方法	・問合せ内容を十分聴き取り、申出者に説明を行い、その対応について記録を残す。 ・漏えい等に係る問合せについては、必要に応じて調査等を実施し、申出者に説明する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪市ホームページへの掲載及び市民情報プラザ(大阪市役所1階)での配架等により意見募集内容の閲覧を行い、郵送、FAX、電子メール又は窓口(大阪市福祉局生活福祉部保険年金課)への持参により意見を受け付ける。
②実施日・期間	令和5年11月14日から 令和5年12月14日まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年1月16日
②方法	大阪市個人情報保護審議会による点検
③結果	特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置が講じられていると認められる。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務内容 イメージ図		デジタル庁を追加	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	I 基本情報 (別添1)事務内容 (情報連携の説明)	12. 国保総合PCを介して、国保連合会(*)より府内転入者等の被保険者情報、高額該当引継情報等の提供を受け、保険給付の業務に利用する。	12. デジタル庁へ公金受取口座情報の提供依頼を行い、保険給付・収納の業務に利用する。 13. 国保総合PCを介して、国保連合会(*)より府内転入者等の被保険者情報、高額該当引継情報等の提供を受け、保険給付の業務に利用する。	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(記載なし)	(「その他」に追加) 公金受取口座登録・連携ファイル関係情報	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(記載なし)	・公金受取口座登録・連携ファイル関係情報: 還付先の口座を把握するため	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	(記載なし)	(「行政機関・独立行政法人等」に追加) デジタル庁	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	物理的破壊または専用ソフト	物理的破壊のみ	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	(8) 収納_過誤納明細 1. 国保区名コード、2. 被保管理番号、3. 過誤納発生区コード、4. 過誤納一連番号、5. 過誤納発生年度、6. 期別コード、7. 収入連番、8. 制度区分、9. 削除フラグ、10. 過誤納年月日、11. 過誤納発生額_保険料、12. 過誤納発生額_退職保険料、13. 過誤納発生額_介護保険料、14. 過誤納発生額_介護退職保険料、15. 過誤納発生額_支援金保険料、16. 過誤納発生額_支援金退職保険料、17. 過誤納発生額_督促手数料、18. 過誤納発生額_延滞金、19. 過誤納区分、20. 過誤納事由コード、21. 収入年度、22. 過誤納特徴区分、23. 発生特定支払先区分、24. 特定支払先区分、25. 特別徴収義務者コード、26. 基礎年金番号、27. 誤還付処理状況区分、28. 過誤納処理対象区コード、29. 賦課年度、30. 相当年度、31. 賦課管理番号、32. 過誤納発生時_調定額、33. 過誤納発生時_退職調定額、34. 過誤納発生時_介護調定額、35. 過誤納発生時_介護退職調定額、36. 過誤納発生時_支援金調定額、37. 過誤納発生時_支援金退職調定額、38. 過誤納発生時_納付済保険料、39. 過誤納発生時_納付済督促手数料、40. 過誤納発生時_納付済延滞金、41. 過誤納状態、42. 最終更新年月日、43. 設置場所コード、44. 更新番号、45. 端末ID、46. 更新年月日、47. 更新ユーザID、48. 画面・バッチID、49. 処理ID、50. レコード適用開始日	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	(6) 収納_収納基本 1. 国保区名コード、2. 被保管理番号、3. 賦課年度、4. 相当年度、5. 賦課管理番号、6. 制度区分、7. 最新区コード、8. 保険料連番、9. 賦課調定引継年月日、10. 年額決定通知書作成区分、11. 賦課新規決定年月日、12. 賦課変更決定年月日、13. 賦課世帯更正事由コード、14. 広域更正事由コード1、15. 広域更正事由コード2、16. 賦課区分、17. 賦課番号、18. 普徴区分、19. 特徴区分、20. 広域徴収方法区分、21. 一般人数、22. 退職人数、23. 介護区分、24. 介護_一般人数、25. 介護_退職人数、26. 最終更新年月日、27. 設置場所コード、28. 更新番号、29. 端末ID、30. 更新年月日、31. 更新ユーザID、32. 画面・バッチID、33. 処理ID、34. レコード適用開始日	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	(7) 収納_収入明細 1. 国保区名コード、2. 被保管理番号、3. 賦課年度、4. 相当年度、5. 賦課管理番号、6. 期別コード、7. 収入連番、8. 制度区分、9. 区コード、10. 収納区分コード、11. 収入年度、12. 収入日、13. 納付日、14. 読取連番、15. 納付番号、16. 金融機関コード、17. 納付済期別保険料、18. 納付済期別管促手数料、19. 納付済期別延滞金、20. 証券入金区分、21. 領収書番号、22. 収入明細削除区分、23. 収入明細削除日、24. 帳票発行国保区分コード、25. 収納識別区分、26. チャネル区分、27. 収納情報連携日付、28. 最終更新年月日、29. 設置場所コード、30. 更新番号、31. 端末ID、32. 更新年月日、33. 更新ユーザID、34. 画面・バッテリID、35. 処理ID、36. レコード適用開始日	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	公金受取口座登録・連携ファイル関係情報	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	(9) 公的給付支給等口座情報 1. 金融機関コード 2. 金融機関名 3. 店番 4. 預貯金種別コード 5. 口座番号 6. 名義人氏名 7. 記号(ゆうちょ銀行) 8. 番号(ゆうちょ番号)	事後	当該変更は個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため。
令和5年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2及びリスク3	総務大臣	内閣総理大臣	事後	地方公共団体情報システム機構からの事務連絡により修正
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託の有無※」	8件	9件	事前	(理由) 国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	(理由) 国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	(理由) 国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	(理由) 国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲「対象となる本人の数」	記載なし	100万人以上1,000万人未満	事前	(理由) 国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲「対象となる本人の範囲※」	記載なし	特定個人情報ファイルの範囲と同様。	事前	(理由) 国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲「その妥当性」	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」⑤委託先名の確認方法	記載なし	大阪市ホームページの入札契約情報にて確認できる。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」⑥委託先名	記載なし	大阪府国保連合会 (大阪府国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」⑦再委託の有無※	記載なし	再委託する	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」「再委託」「⑧再委託の許諾方法」	記載なし	委託先の大阪府国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、大阪府国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はOSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどの	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「委託事項9」「再委託」「⑨再委託事項」	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」具体的な制限方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業時には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「特定個人情報ファイルの取扱いの記録」具体的な方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	<国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「特定個人情報の消去ルール」ルールの内容及びルール遵守の確認方法」	クラウド移行作業に関する記載なし	<クラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。	事前	(理由)オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月30日	「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」具体的な方法」	クラウドに関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを画面にて示した上で、許諾を得ること。 <p><国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効さ 	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、医療保険者中間サーバー、後期高齢者医療広域連合標準システムの前例に倣って記載をした。
令和6年1月30日	「V開示請求、問合せ」1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「④個人情報ファイル簿の公表」		行っている	事前	(理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載した。
令和6年1月30日	「V開示請求、問合せ」1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「④個人情報ファイル簿の公表」個人情報ファイル名」		国民健康保険等システム(国民健康保険業務)ファイル	事前	(理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載した。
令和6年1月30日	「V開示請求、問合せ」1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求「④個人情報ファイル簿の公表」公表場所」		大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000605990.html	事前	(理由)デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法の改正に係る部分(地方関係への同法適用)の施行期日である令和5年4月1日からは、個人情報ファイル簿の公開が必須となることから記載した。
令和6年1月30日	「VI評価実施手続」1. 基礎項目評価」②実施日」	令和3年12月21日	令和6年1月30日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年1月30日	「VI評価実施手続」2. 国民・住民等からの意見の聴取」②実施日・期間	令和3年9月17日から 令和3年10月17日まで	令和5年11月14日から 令和5年12月14日まで	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年1月30日	「VI評価実施手続」3. 第三者点検」①実施日	令和3年11月12日	令和6年1月16日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない